五一　スポーツ振興投票の実施等に関する法律第五条の二の組織を指定する告示の一部を改正する告示　一九　四

五二　大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示　二一　四

五三　専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程　二一　五

五四　補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件　二六　133　一

五五　重要文化財に有形文化財を追加して国宝に指定する件　二七　134　六

五六　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件及び旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　二七　134　七

五七　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件及び旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　二七　134　七

五八　有形文化財を重要文化財に指定する件　二七　134　七

五九　重要文化財を国宝に指定する件　二七　134　一三

六〇　国宝を分割して有形文化財を追加して国宝に指定し、及び重要文化財に指定する件　二七　134　一三

六一　国宝を分割して国宝に指定し、及び有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二七　134　一四

六二　国宝に有形文化財を追加して国宝に指定する件　二七　134　一四

六三　重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二七　134　一七

六四　重要文化財の員数を改め有形文化財を追加して重要文化財に指定する件　二七　134　一七

六五　重要文化財の名称を改める件　二七　134　一八

六六　重要文化財の員数を改める件　二七　134　一八

○文　化　庁

一七　図書館等公衆送信補償金を受ける権利を行使する団体の指定の件　一　二

一八　旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件　二七　134　一九

一九　重要文化財を管理すべき団体を定める件　二七　134　一九

○厚生労働省

二一二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件　一三　124　二五

二一三　使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件　一五　126　一

二一四　生活保護法による保護の基準の一部を改正する件　二三　132　三〇

二一五　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件　二六　六

二一六　医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件　二六　六

二一七　労働安全衛生法第五十七条の四第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件　二七　134　一九

二一八　男女雇用機会均等対策基本方針　二八　135　七

二一九　労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件　二八　135　一五

二二〇　雇用保険法附則第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二九　一

二二一　特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件　三〇　137　二六

二二二　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　三〇　137　二九

二二三　指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件　三〇　137　二九

二二四　理容師法及び美容師法に基づく指定登録機関の主たる事務所の所在地を変更する件　三〇　137　一三

○農林水産省

六二四　肥料の登録の有効期間を更新した件　一　116　五四

六二五　生産業者の住所の変更に係る届出があった件　一　116　五七

六二六　肥料の登録が失効した件　一　116　五八

六二七　肥料を登録した件　一　116　五八

六二八　肥料の登録の有効期間を更新した件　二　117　九三

六二九　輸入業者の名称の変更に係る届出があった件　二　117　九六

六三〇　肥料の登録が失効した件　二　117　九六

六三一　肥料を登録した件　二　117　九七

六三二―六四四　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　五　二

六四五　保安林の指定施業要件を変更する件　五　六

六四六　外国人漁業の規制に関する法律施行規則第二条に基づき農林水産大臣が定める水域及び期間を定める件　五　118　一一

六四七　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律施行規則第一条に基づき農林水産大臣が定める海域及び期間を定める件の一部を改正する件　五　118　一一